

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	126 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	104 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで

私は、昭和61年7月に会社を退職し、A市B支所で国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に送られてきた納付書で、次の会社が見つかるまで国民年金保険料を金融機関で納付した。

平成9年に結婚後、実家が新築されたため納付したことを証明できる古い資料は残っていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録において、申立人は、厚生年金保険料との重複納付を理由に昭和62年6月から同年8月までの国民年金保険料について、同年12月1日付けで還付決議されていることが確認できる。

しかし、社会保険庁（当時）の取扱いによれば、還付金がある場合には、時効となっていない未納保険料に充当することとされており、上記の還付決定の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効となっていないため、充当可能であるにもかかわらず、その形跡は見当たらないことを踏まえると、申立期間については、納付済みであったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から49年3月まで

私が20歳に達した昭和48年当時、両親が、A市B地区のC店で住み込みで働いていた私の将来のために、実家のあった同市D地区で国民年金保険料を納付してくれていた。

記録を確認したところ、20歳に達した時期から1年以上も未納とされていることが分かった。実家では、婦人会が保険料を集金しており、20歳になったら国民年金保険料を納付するのが当然であったので、未納であることは考えられない。姉や兄は20歳から保険料を納付しているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間後に国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年2月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格記録から、同年12月までに申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

また、申立人の父親、姉及び兄は、昭和44年4月頃に国民年金に加入したものと推認され、その後、申立人の父親は、国民年金保険料を37年7月まで遡って過年度納付及び特例納付していることが推認できる上、申立人の姉及び兄も、20歳に達した時期まで保険料を遡って過年度納付していることが推認できることから、申立人についても、その父親が申立期間の保険料を過年度納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、20歳の誕生日の少し前に、父親から、「年金の手続に行かなければいけない。長生きすると、年金保険料をきちんと掛けていないと大変なことになる。」と言われ、結婚するまで、父親が国民年金保険料を納付してくれていたことをよく覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金加入手続及び婚姻前期間の国民年金保険料納付を行っていたとする申立人の父親は、制度発足当初の昭和36年4月から60歳に達するまで保険料を全て納付済みであり、申立人の母親も、同様に同年4月から60歳に達するまで保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことから、申立人及びその父親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から60年8月まで

私は、大学卒業と同時に父親が経営する会社に入社したが、当初、法人では無かったため、国民年金に加入できるようになった昭和57年1月に、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれた。父親の事業は、保険料を納付することはその事業を営む上での義務であったため、保険料は当然、払われていると思っていた。

私が厚生年金保険に加入した昭和60年9月以前の国民年金記録が未納とされていることを知らされたが、国民年金保険料の納付は、私たちにとって、ようやく認められた権利であり、その権利を途中で放棄することはあり得ず、保険料は税金と同様との考えを持って公共事業に携わってきたので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年7月から60年8月までについて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年1月に払い出されており、外国籍の者も国民年金に加入できることとなった時期と符合しており、申立人の加入手続を行ったとするその母親の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、昭和57年12月25日に国民年金被保険者資格を喪失したと記録されているものの、オンライン記録では、60年10月にその資格喪失の記録が取り消され、同年10月14日付けで納付書発行記録が確認できることから、申立人に対して58年7月から60年8月までの過年度納付書が発行されたものと推認でき、申

立人の母親は、当該納付書により保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和57年8月から58年6月までについては、申立人の国民年金被保険者資格の取消処理が行われた上記の時点（60年10月）では、既に時効により国民年金保険料は納付できない期間である。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間のうち、昭和57年8月から58年6月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から同年9月まで
② 昭和47年12月から53年12月まで
③ 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和47年2月の退職を契機に、義理の姉（夫の姉）がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。数年後、その義理の姉に、加入時から53年12月までの国民年金保険料の未納を知らされ、53年頃、同市役所で金額は覚えていないが現金で一括納付した。昭和55年度の保険料も未納とされているが、納付を怠ったことはなく、遅延のまま放置することは決してないのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月に払い出されたことが確認できるところ、申立人は、同年4月以降60歳到達時までの保険料を未納無く納付しており、国民年金に加入した以降における保険料納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金加入後に遡って国民年金保険料を納付したのは一回だけだったと供述しており、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和54年1月から55年3月までの保険料を一括して過年度納付していることが確認できるところ、上記手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間に係る保険料は過年度納付することが可能であったこと踏まえると、申立人は、上記過年度納付を行った時点で、申立期間を含めて納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②について、申立人の義姉が昭和47年に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料をA市役所で一括して納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、上記手帳記号番号払出しの状況から、昭和56年9月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続の時点は、特例納付が実施されていた時期ではないことから、申立期間①及び②の保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年2月は10万4,000円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月は15万円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円、同年10月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年11月21日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低額となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は、申立期間の毎月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を記録した申立期間当時の家計簿を提出しており、当該家計簿に記録されている手取り金額と、C社が提出している明細書の振込金額が一致していることから、当該家計簿は、給与明細書の内容を転記したものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する家計簿から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成7年2月は10万4,000円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月は15万

円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円、同年10月は17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が家計簿で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成11年7月から12年4月までは30万円、同年5月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から12年9月1日まで

A社に勤務していた平成11年7月から12年8月までの期間について、国（厚生労働省）に記録されている標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合った金額と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成11年7月から12年4月までは30万円、同年5月から同年8月までは28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年3月10日から25年10月17日までの期間について、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和24年3月10日、かつ資格喪失日は25年10月17日であると認められることから、同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年3月及び同年4月は3,600円、同年5月から25年7月までは4,000円、同年8月及び同年9月は5,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和25年10月17日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社C支店における資格取得日は25年10月17日であると認められることから、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年10月は6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年1月31日であると認められることから、同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額について、昭和26年1月は6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年2月1日から同年3月10日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,600円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和24年2月1日から25年10月17日まで
② 昭和25年10月17日から同年11月1日まで
③ 昭和26年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和21年4月にD社（現在は、A社）に入社以来、61年に退社するまで継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

なお、退職時に会社から補償（期間等は不明）を受けた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年3月10日から26年2月1日までの期間について、A社から提出された申立人に係る社員名簿、人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社E支店から同社B支店、25年10月17日に同社B支店から同社C支店、26年1月31日に同社C支店から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は昭和24年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているにもかかわらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同社B支店の同年3月10日（資格取得日）から29年5月30日（資格喪失日）までの記録が一旦記入されて抹消されており、同支店に係る記録は26年2月1日（資格取得日）と記載されている。この原因としては、25年11月1日に取得した同社C支店の被保険者名簿の記録があることが判明したため訂正を行ったものの、その前の期間について訂正を怠ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和24年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年10月17日にA社B支店に係る資格を喪失、同日に同社C支店において資格取得、26年1月31日に同社C支店において資格喪失、同日に同社B支店において資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者台帳により、昭和24年3月及び同年4月は3,600円、同年5月から25年7月までは4,000円、同年8月及び同年9月は5,000円、同年10月は6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年2月1日から同年3月10日までの期間について、A社から提出された申立人に係る社員名簿、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和24年2月1日に同社E支店から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年3月の社会保険出張所の記録から、3,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支店は、「申立てどおりの届出を行っておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、社会保険出張所は、申立人に係る昭和24年2月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年9月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年5月から同年8月までは50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月20日から21年1月1日まで

私は、A社に昭和19年3月16日入社し、20年3月に工場が全焼したため、社命でC郡D町（現在は、E市D町）にあった同社の分工場に異動することになった。終戦後本社工場に再び社命で戻った後、平成2年1月20日に退職するまでの期間継続して勤務していたのに、D町の同社の分工場勤務していた昭和20年5月20日から21年1月1日まで期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出のあった申立人に係る退職金計算書を見ると、申立人は、昭和19年3月1日入社し、平成2年1月20日に退職するまでの期間、同社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が記憶する元同僚及び申立期間前後に被保険者記録が確認でき、年金手帳番号から被保険者記録が確認できる元従業員27人のうち、所在の判明した8人に照会したところ、2人から回答があり、そのうち一人は、「私は、昭和19年10月1日から20年9月1日に退社するまでの期間、D町にあった同社の工場勤務していた。当該期間の厚生年金保険の被保険者記録もある。申立人は、同年代だったのでよく覚えている。同工場では、私の父が機械運転の担当だったので、申立人と一緒に運転の仕方を父から教えてもらっていた。」、他の一人は、「私は、終戦後の21年

3月から同社に勤務したが、申立人は、私が入社する前から勤務しており、戦時中から継続して勤務していたと聞いている。」とそれぞれ供述している。

さらに、前述の元同僚及び元従業員 27 人に係る A 社における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、そのうち、前述の申立人と一緒に勤務していたと回答している元同僚一人を含む 6 人について、C 郡 D 町の事業所整理記号「F」に係る事業所において、同社における被保険者資格の喪失日以前から昭和 20 年 9 月 1 日までの期間の被保険者記録が確認できる。

加えて、事業所整理記号「F」に係る事業所は、申立期間当時、E 社会保険出張所（当時）の管内で A 社の関連工場として適用事業所となっていることが確認できることから、事務センターに、当該事業所及び当該事業所に係る被保険者名簿について確認したところ、「当センターで保管している事業所名簿には、当該記号に係る事業所の該当が無く、当該事業所に係る被保険者名簿も保管していない。しかし、厚生年金保険被保険者台帳において、当該記号に基づき管理されている被保険者について、オンラインへの切替時に、A 社の記録として整備されていることから、同社の記録として確認できる。」と回答しており、社会保険出張所（当時）において、本来、整備、保管されるべき同名簿が保管されていないなど、記録管理に不備が見られる。

このほか、申立人に係る A 社における旧台帳を見ると、申立人は、同社において昭和 20 年 5 月 20 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 20 年 9 月 1 日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社で一緒に勤務していた同年代の同僚の標準報酬月額から、50 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間について、B 社は、「A 社における申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に関する届出等については当時の資料は保管していないことから、申立人に係る申立てどおりの届出を行ったかどうか、申立期間の保険料を納付したかどうか等については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態、保険料の控除等について確認することができない。

また、前述のとおり、事業所整理記号「F」に係る事業所において被保険者記録が確認できる 6 人について厚生年金保険被保険者台帳を見ると、6 人全員、同事業所における資格喪失日は昭和 20 年 9 月 1 日であり、同日から、同社が B 社として再度厚生年金保険の適用事業所となった 21 年 1 月 1 日までの間に、被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人に係る A 社における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、B 社において、昭和 21 年 1 月 1 日に新たに被保険者

資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和24年4月1日から60年8月1日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無い。

申立期間は、A社D支店から同社C支店に異動した時期であり、雇用形態に変更は無く、保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員原簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和25年3月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を21万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年9月から同年11月までは32万円、同年12月から20年8月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間②について、給与明細書における報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく報酬月額のいずれか低い方の額から算出された厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、19年9月は22万円、同年10月から同年12月までは26万円、20年1月は28万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月20日
② 平成19年9月1日から20年9月1日まで

平成19年6月20日に支払われた賞与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、国の年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい（申立期間①）。

また、平成19年9月から20年8月までの標準報酬月額が低く記録されているので、記録を訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、21万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書から、平成19年9月は22万円、同年10月から同年12月までは26万円、20年1月は28万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び8月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立てに係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、申立期間②に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び20年1月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月1日から17年1月1日まで
② 平成19年10月1日から20年4月21日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、給与は30万円以上支給されており、また、申立期間②については、給与は28万円程度支給されていた。いずれも標準報酬月額と比べて差があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料額から、当該期間のうち、平成19年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び20年1月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち平成20年2月及び同年3月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月3日から同年9月1日まで
② 昭和29年9月30日から同年10月1日まで
③ 昭和30年3月20日から同年4月1日まで

私は、A社（昭和28年3月までは、「B社」）において、昭和28年1月3日から平成7年1月31日まで勤務していた。

しかしながら、申立期間①から③までについて、年金の加入記録が無い。

申立期間①及び②については船員保険、申立期間③については、船員保険又は厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②当時の勤務内容などを具体的に記憶していること、及び事業所の回答などから判断すると、申立人は、申立期間②において、A社に継続して勤務し（昭和29年10月1日に同社所有船舶船員から同社における陸上勤務に異動）、申立期間②に係る船員保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における昭和29年8月の社会保険出張所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和29年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを誤って同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年同月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人は、申立期間③当時の勤務内容などを具体的に記憶していること、及び事業所の回答などから判断すると、申立人は、申立期間③において、A社に継続して勤務し（昭和30年4月1日に同社における陸上勤務から同社所有船舶船員に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における昭和30年2月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、申立人は、「A社において、昭和28年1月3日から勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人に係る当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間①当時に乗船していた船舶の船長であったと主張する申立人の実父について、A社に係る船員保険被保険者名簿、同人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録を確認したところ、被保険者資格取得日はいずれも昭和29年4月10日と記録されており、申立期間①における、船員保険被保険者記録を確認できない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿（「C」、「D」及び「E」）を確

認したが、申立期間①において同被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名を確認できない上、被保険者証記号番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人に係る旧台帳によると、申立人は、A社において昭和 28 年 9 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

A社において、平成17年7月11日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、当該標準賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された夏季賞与に係る個人別給料台帳により、申立人は、平成17年7月11日支給の賞与において17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

A社において、平成17年7月11日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、当該標準賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された夏季賞与に係る個人別給料台帳により、申立人は、平成17年7月11日支給の賞与において28万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（現在は、C社）における資格喪失日（昭和19年4月1日）及び資格取得日（同年6月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和17年6月から20年11月30日までA社で継続して勤務し、19年4月から半年程度は同社のD研修所に入所していたにもかかわらず、同年4月1日から同年6月1日まで労働者年金保険の加入記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B支店において昭和17年6月1日に労働者年金保険の資格を取得し、19年4月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、同年4月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、C社が保管する労働者名簿により、申立人は、A社において昭和17年4月から20年11月30日まで継続して勤務し、当該期間のうち19年4月10日から同年12月25日までは、同社のD研修所に入所していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、D研修所への入所前の期間である昭和17年6月1日から19年4月1日まで、A社B支店において労働者年金保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人と同様に昭和19年4月にD研修所に入所している従業員の労働者年金

保険の加入状況を調査したところ、i) 同研修所への入所前からA社で同保険の被保険者資格を有している者は、一部の者を除き、入所後も途切れることなく、被保険者期間が継続していること、ii) 前述の被保険者期間が継続している者は、ほぼ全ての者が、入所前の勤務地における被保険者資格を同年6月1日に一旦喪失し、同日付けで同資格を再取得していることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和19年4月の保険出張所（当時）の記録から、20円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関連資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、保険出張所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が保険出張所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、保険出張所は、申立人に係る昭和19年4月及び同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①は17万円、申立期間②は18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間④に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を6万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から同年4月1日まで
: ② 平成17年8月1日から同年9月1日まで
: ③ 平成18年8月1日から同年9月1日まで
: ④ 平成18年12月10日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までについて、給与（賞与）明細書の厚生年金保険料控除額と「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」に記載されている厚生年金保険料納付額とが異なっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額及び申立期間④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲

内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は17万円、申立期間②は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間④については、賞与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（6万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与（賞与）明細書で確認できる報酬月額（賞与額）の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 15 日まで
② 昭和 39 年 1 月 25 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 40 年 1 月 6 日から 41 年 12 月 23 日まで

私は、A社を結婚退職し、続いてB社に入社したが、仕事と家事の両立が困難だったので退職した。脱退手当金については受給した覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年7か月後の昭和46年7月13日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求期間は51か月と支給決定されたとする日以前において最も長い被保険者期間であり、申立人がこれを失念することは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間③の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月は26万円、同年11月から12年2月までは41万円、同年3月は32万円、同年4月は41万円、同年5月から13年7月までは30万円、同年8月から16年2月までは34万円、同年3月は32万円、同年4月から同年8月までは34万円、同年9月から18年6月までは28万円、同年9月から19年6月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から19年7月1日まで

私は、平成9年7月1日から現在まで、A社に勤務しているが、申立期間の標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた報酬月額に比べて不当に低く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書及び事業所が保管する支給控除一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、平成11年10月は26万円、同年11月及び同年12月は41万円、12年3月は32万円、同年4月は41万円、同年5月から同年7月までの期間及び同年9月並びに13年1月か

ら同年7月までの期間は30万円、同年8月から14年9月までの期間及び同年12月から16年2月までの期間は34万円、同年3月は32万円、同年4月から同年8月までは34万円、同年9月から18年6月までは28万円、同年9月から19年6月までは34万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年1月及び同年2月、同年8月、同年10月から同年12月までの期間並びに14年10月及び同年11月については、給与支払明細書及び支給控除一覧表はなく保険料控除額を確認できないものの、当該月の前後の月に係る保険料控除額が同額であることから、当該月についても保険料控除額はその前後の月と同額であったと推認され、当該推認額により、12年及び14年に係る社会保険料を計算したところ、平成13年度及び15年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料の額との不自然さもうかがえないことから、平成12年1月及び同年2月は41万円、同年8月及び同年10月から同年12月までは30万円、14年10月及び同年11月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年7月及び同年8月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を下回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和48年4月にA社に入社以来、平成23年1月31日まで継続して勤務していたが、昭和48年10月27日から同年11月1日までの期間に年金記録の欠落があるので調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員プロフィール及びC健康保険組合が発行した申立人に係る健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、D社及びA社に継続して勤務し（昭和48年10月27日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った資格取得日に係る届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑩及び、⑪に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、平成16年7月12日は35万円、同年12月10日は36万円、17年7月13日は36万円、同年12月12日は37万円、18年12月12日は38万円、19年7月12日は38万円、20年7月11日は39万円、同年12月12日は39万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の16年7月12日は30万円、同年12月10日、17年7月13日、同年12月12日、18年12月12日及び19年7月12日は記録が無く、20年7月11日は18万円、同年12月12日は10万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を16年7月12日は33万3,000円、同年12月10日は34万2,000円、17年7月13日は34万円、同年12月12日は37万円、18年12月12日は38万円、19年7月12日は38万円、20年7月11日は39万円、同年12月12日は39万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年7月12日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月13日
⑤ 平成17年12月12日
⑥ 平成18年7月12日

- ⑦ 平成 18 年 12 月 12 日
- ⑧ 平成 19 年 7 月 12 日
- ⑨ 平成 19 年 12 月 12 日
- ⑩ 平成 20 年 7 月 11 日
- ⑪ 平成 20 年 12 月 12 日

A事業所により平成 15 年 12 月から 20 年 12 月までの期間に支給された賞与のうち、16 年 12 月から 19 年 12 月については、標準賞与額の記録が無く、15 年 12 月、16 年 7 月、20 年 7 月及び同年 12 月については、標準賞与額が支給された賞与に見合った額となっていないことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間②、⑩及び⑪における標準賞与額は、当初平成 16 年 7 月 12 日は 30 万円、20 年 7 月 11 日は 18 万円、同年 12 月 12 日は 10 万円と記録されており、また、申立期間③、④、⑤、⑦及び、⑧については、事業主が賞与支払届を提出していなかったが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 7 月に、16 年 7 月 12 日は 35 万円、同年 12 月 10 日は 36 万円、17 年 7 月 13 日は 36 万円、同年 12 月 12 日は 37 万円、18 年 12 月 12 日は 38 万円、19 年 7 月 12 日は 38 万円、20 年 7 月 11 日は 39 万円、同年 12 月 12 日は 39 万 6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出のあった給料支払明細書（賞与）において確認できる厚生年金保険料額又は賞与額から、平成 16 年 7 月 12 日は 33 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 34 万 2,000 円、17 年 7 月 13 日は 34 万円、同年 12 月 12 日は 37 万円、18 年 12 月 12 日は 38 万円、19 年 7 月 12 日は 38 万円、20 年 7 月 11 日は 39 万円、同年 12 月 12 日は 39 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出あるいは届出を提出していないことを認めており、また、申立てに係る賞与額訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 7 月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につ

いて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び⑥については、申立人は給料支払明細書(賞与)を所持しておらず、事業主も、「賃金台帳等賞与額の支給及び厚生年金保険料の控除額が分かる資料は保管しておらず、提出できない。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る保険料控除額及び賞与額を確認することができない。

また、申立期間⑨について、当初事業所は賞与支払届を提出していなかったが、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年7月に、賞与支払届に基づき賞与額は39万円に訂正されているものの、申立人から提出のあった19年12月の給料支払明細書(賞与)を見ると、事業主により賞与から保険料が控除されておらず、事業主も「保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立期間①、⑥及び⑨に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から同年12月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料をまとめて納付する余裕は無かったが、市役所に勤めていた父親に分割納付を打診してもらい、未納分の保険料を何回かに分けて金融機関で納付した。領収書は紛失してしまったが、申立期間の保険料を納付した記憶があるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を分割して遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人に係るA市の国民年金過年度収滞納一覧表において、申立人の加入手続時点からみて、国民年金保険料を遡って過年度納付することが可能であった平成元年1月から3年2月までの納付記録が確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年12月まで

私が20歳になった平成4年頃は大学生であったが、A市役所で自動的に国民年金の加入手続きが行われ、年金手帳と納付書が郵送されてきたと思う。その後、毎月又は2か月に一度ずつ、納付書と現金約1万円を添えて、同区内の郵便局で国民年金保険料を納付していた。

平成7年1月の災害後、それ以降の保険料について申請免除手続きを行ったことを覚えているが、免除手続きを行ったのはこの一度だけである。

申立期間の納付記録が無く、免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が国民年金保険料の申請免除期間とされているが、申請免除は申立期間直後の平成7年1月からであり、申立期間については、保険料を定期的に郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、平成4年度から6年度までについて、申立人の免除申請は、平成4年7月22日、5年7月21日及び6年7月5日にそれぞれ承認されていることがオンライン記録により確認でき、これは、A市の国民年金収滞納一覧表の賦課状況欄に、申立期間が「シ（申請免除）」と記録されていることと一致し、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を免除されていたものと推認でき、保険料を納付した記録は見当たらない。

なお、申立人は、平成7年1月以降の国民年金保険料について、同年1月頃に申請免除手続きを行ったとしているが、免除の承認は年度単位で行われることから、当該期間を含む平成6年度の申請は、平成6年4月21日に行っていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の氏名について、婚姻前の氏名を含めた複数の読み名で検索を

行うも、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から13年9月まで

私は、平成8年1月から13年10月まで自営で同じ仕事をしており、確定申告も行っていただけ、年金を納めていない訳がない。妻が、絶対に納付してくれているので、しっかり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人に係る国民年金の加入手続は、平成8年5月2日に行われていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるものの、同台帳において、申立期間を現年度納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成14年7月12日付けで過年度納付書が作成されていることから、当該日において、申立期間のうち、12年6月から13年9月までに、国民年金保険料の未納期間があったものと推認される上、当該期間を過年度納付した記録も見当たらない。

さらに、A市によると、申立期間当時の国民年金保険料に係る収納事務は、送付する保険料の納付書を機械印字し、OCR（光学式文字読取機）で入力処理されていたとしており、その記録が複数年度にわたり欠落するとも考え難い。

加えて、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度の始まった昭和36年4月当時、学生で、A市B地区で下宿していた。下宿先の奥さんから、将来のために国民年金に加入したらどうかと勧められ、加入することにした。国民年金保険料は、同じ敷地内の借家に住んでいた女性又は下宿先の奥さんの集金により、定期的に納付していた。現在の記録に納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月頃にA市B地区で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月にC市において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する同年7月8日発行の国民年金手帳において、申立期間は国民年金被保険者期間と記録されているものの、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、申立人の被保険者資格取得日として昭和44年5月29日と記載されており、この時点で、申立期間は国民年金に未加入の期間とされていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名について養子縁組前の姓を含め、複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の同手帳記号番号は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システ

ムにおいて、35年10月から37年3月までにB地区で払い出された3,082件の氏名を確認しても、申立人に対して相手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、上記の申立人の国民年金被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者期間が確認されたため、平成11年7月に昭和44年6月1日に訂正されていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月から14年3月まで

私は、平成13年3月に勤務先を退職した後、同年4月から同年12月までA国へ留学していたが、帰国から約1年を経過した15年6月頃、B社会保険事務所（当時）から電話があり、「遅れてでもいいので、国民年金保険料を払えば未納にならない。」との説明を受け、申立期間4か月について4枚の納付書が郵送されてきた。このうち、13年12月及び14年1月の保険料は15年7月頃に、また、14年2月及び同年3月の保険料は15年8月頃に約3万円の現金を添えて、郵便局で納付した記憶がある。

私は、納付書があれば必ず納付していたと思うので、申立期間の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成15年7月及び同年8月頃に納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人に対して平成15年8月12日付けで過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人は、同年11月14日に申立期間直後の14年4月及び同年7月から15年5月までの国民年金保険料を納付した記録は確認できるものの、申立期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない上、当時の納付書はコンピューターにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により納付記録として入力されることから、郵便局で納付された保険料の納付記録が漏れたとも考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成2年3月までの期間及び同年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から平成2年3月まで
② 平成2年4月から4年3月まで

私は、昭和60年1月に結婚し、同年3月に入籍したが、夫が外国籍だったので、国民年金の加入は旧姓のままで、国民年金保険料は每期必ず郵便局で納付していた。その後、夫が厚生年金保険に加入する4年4月までは、間違いなく納付していたのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月の婚姻後も婚姻前の姓のまま国民年金を継続し、第3号被保険者となるまで、国民年金保険料を期ごとに郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人に係る昭和59年度から平成3年度までのA市国民年金収滞納一覧表によると、申立期間①直前の昭和59年9月から同年12月までの期間は納付書により、60年1月から同年3月までの期間は口座振替により国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立期間①及び②を現年度納付した記録は見当たらない。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人に係る平成4年4月1日の第3号被保険者資格の記録は、同年6月11日に入力処理され、同年7月2日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該日において、申立期間のうち、2年6月から4年3月までに国民年金保険料の未納期間があったものと推認できるところ、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、A市によると、国民年金保険料の納付方法は、昭和61年度から毎

月納付であるとしており、期ごとに保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から57年3月まで

昭和51年6月頃、父がA市役所又は郵便局で私の国民年金の加入手続きを行い、家族の国民年金保険料と一緒に、毎月自宅に来る郵便局員に納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、家族の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年9月に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続きの時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付できず、55年7月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から6年4月まで

私が20歳になった平成3年*月頃、自宅にA市B役所の職員が国民年金保険料の納付書を持参して説明しに来たので、その内容を帰宅した父親に報告した。その後、父親と一緒に同役所C支所で国民年金の加入手続を行い、後日、納付書により1年分の国民年金保険料として10万円以上の金額を同支所で一括納付した。

また、その翌年以降も、父親と一緒に同支所へ行き、それぞれ1年分の保険料を一括納付していたが、平成6年5月に会社に就職したため、保険料の一部が還付された記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月頃に国民年金の加入手続を行い、その後は毎年、国民年金保険料を一括納付（前納）し、6年5月に厚生年金保険に加入したことから、保険料の一部が還付されたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年2月に払い出されており、前後の被保険者の資格記録により、申立人は、同年4月頃に加入手続を行ったものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、一部の期間は過年度納付が可能であったものの、オンライン記録において、当該期間に係る過年度納付記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、当初、上記の国民年金加入手続

時点である平成7年4月から10年2月まで国民年金保険料を納付していたが、9年12月に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、同被保険者期間との重複期間である同年12月から10年2月までの国民年金保険料は、還付されていることが確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年9月まで

私は、平成元年4月に会社を退職して数か月後、病院へ行く必要ができたため、A市役所B市民センターで、国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は送られてきた納付書で納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月に会社を退職して数か月後、A市役所B市民センターで国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金記録は平成9年1月1日から導入された基礎年金番号により管理されていることから、申立人は当該日以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間に係る被保険者期間は、平成12年2月10日に第3号被保険者期間が入力された際、申立期間の資格得喪日が追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 10 年 2 月から 11 年 4 月までの期間、15 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月及び同年 8 月
② 平成 10 年 2 月から 11 年 4 月まで
③ 平成 15 年 7 月及び同年 8 月

私は、昭和 63 年 7 月頃、社会保険の無い会社に入社したので、すぐに A 市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、同年 7 月の国民年金保険料を同市役所窓口で納付し、同年 8 月の保険料は、後日送付された納付書で同市役所又は金融機関で納付した。また、平成 10 年 2 月 16 日に会社を退職して以降の厚生年金保険被保険者ではない期間は、必ず免除申請を行っていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間の保険料の納付及び免除の記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和 63 年 7 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、申立期間②及び③について、平成 10 年 2 月に会社を退職して以降の厚生年金保険被保険者ではない期間は、保険料の免除申請を行っていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を B 県及び C 県内で検索したが、昭和 63 年 7 月頃に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人を対象に平成10年2月16日付け厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う未加入期間国年適用勧奨一覧表が12年2月21日に作成されていることがオンライン記録により確認できることから、当該日においても、申立期間に係る国民年金の加入手続が行われていなかったものと推認される上、当該時点では、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

さらに、申立期間③について、オンライン記録によると、申立期間③直前の平成15年6月の国民年金保険料については、同年6月23日付けで免除申請され、申立期間後の同年9月から16年6月までの保険料については、15年10月24日付けで免除申請されていることが確認できるものの、申立期間の保険料を免除申請した記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②及び③の保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②及び③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から4年2月まで

私は、いつの時期か覚えていないが、A市役所で、私か、私の両親が国民年金の加入手続を行ったはずである。申立期間当時は、収入は少なかったが、家族に借金してでも必ず国民年金保険料を納付していたのに、納付記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつの時期か覚えていないが、申立人又はその両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年5月に払い出されたことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の資格記録は見当たらず、申立人が所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日 平成8年3月16日」と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出検索システムにおいて、申立人の氏名をB県内で検索したが、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から54年9月まで

私は、30代のときに、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、遡れる最大限の期間の国民年金保険料として約7万円余りを納付したので、当時の納付状況を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続の際、遡って約7万円余りの国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年11月に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、当該月は、第3回特例納付（附則4条）の実施時期ではあるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人が特例納付を行った記録は見当たらず、当該月において、特例納付を行った場合の保険料額は56万4,000円（41年1月から52年9月まで141月×4,000円）となり、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち昭和52年10月から54年3月までは過年度納付、同年4月から同年9月までは現年度納付が可能であるものの、過年度納付については特殊台帳において、現年度納付についてはA市の国民年金被保険者名簿において、それぞれ確認したが、当該期間を納付した記録は見当たらない上、特殊台帳において、同年4月から同年9月までの未納期間について、昭和55年度に督促されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの期間及び50年4月から54年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から49年3月まで
② 昭和50年4月から54年8月まで

私は、昭和46年10月頃に大学生だったが、同居をしていた母親から将来大切になるからと国民年金の加入を勧められ、母親が任意加入手続を行い、49年4月に就職するまで自宅に来る集金人に母親と二人分の国民年金保険料を納付してくれていた（申立期間①）。

昭和50年4月の結婚に伴い仕事を退職した後は、自身で加入手続を行い、毎月、郵便局で保険料を納付していたように思う（申立期間②）。

申立期間の納付記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和46年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれ、50年4月に申立人自身で加入手続を行った後、毎月、申立期間②の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月に婚姻後の姓で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の被保険者台帳である特殊台帳において、申立人は、任意加入被保険者として同年9月19日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されていることから、申立期間①及び②は共に国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親及び申立人は、当該期

間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、別の同手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの期間、同年6月から5年3月までの期間及び11年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年3月まで
② 平成4年6月から5年3月まで
③ 平成11年7月

申立期間①及び②については、平成3年3月頃、通知が来たので母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。当時、私は大学生で両親とA市に住んでおり、母親が送付されてきた納付書で国民年金保険料を毎月納付してくれていた。申立期間③については、会社を退職後、再び国民年金の加入手続を行い、母親が納付書で毎月保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①、②及び③の保険料は納付しているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成3年7月から同年9月頃までに払い出されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるものの、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間①及び②については現年度納付された形跡は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

また、申立期間③について、申立人は厚生年金保険被保険者資格を平成10年5月21日に喪失後、同日に国民年金被保険者資格を再取得しているが、B

市の国民年金マスターチェックリストにより、その届出が行われたのは、同年10月9日であることが確認できる上、オンライン記録により、同年5月から11年6月までの国民年金保険料は過年度保険料として同年10月7日から12年7月6日までに3回に分けて納付するとともに、13年9月27日に納付可能な申立期間直後の11年8月から12年3月までについては一括して過年度納付されていることが確認できるが、この時点では申立期間は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月まで

私は、結婚後の昭和 62 年 6 月頃、新居に国民年金の勸奨状と納付書が送られてきたので、母と一緒に A 市 B 支所に行き、国民年金の加入手続を行った際、未納分の国民年金保険料を一括で納付しようとしたが、同支所の窓口では納付できなかつたため、周辺の金融機関で納付した。その後は、送付されてくる納付書で保険料を納付したのに、申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 6 月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を C 県内で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録においても、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から54年9月まで

私は、当時は学生だったが、20歳になった頃に母が国民年金の加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料も母が納付してくれており、未納となっている記録はおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年11月に払い出されたことが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続きの時点において、申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までは過年度納付、同年4月から同年9月までは現年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私が、20歳に到達した平成4年*月頃、父がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入当初の4か月分の国民年金保険料は納付し、同年8月以降の保険料は免除申請を行ってくれた。その後、住民票を大学のあるB市に移し、平成5年度及び6年度の免除申請は自分自身で行ったが、年金記録を確認すると、5年度が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請について、申立人自身がB市役所で行ったと主張している。

しかしながら、B市の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、平成5年度の国民年金保険料が免除された記録は見当たらず、これはオンライン記録と一致している。

また、平成5年度に係るB市の収滞納一覧表によると、申立人は、同年度の国民年金保険料は未納であることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人に対して平成7年5月15日付けで過年度納付書が作成されていることが確認できるところ、平成6年度は申請免除が承認されていることから、当該納付書の作成日において、申立期間を含む平成6年3月以前に未納期間があったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年3月まで

昭和47年11月の結婚後、国民年金保険料の集金に来た集金人に、私の保険料の未納を指摘され、妻が、同年12月又は48年1月にA市役所で20歳以降の未納保険料を一括納付したのに、申立期間の保険料が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和47年12月又は48年1月頃、A市役所で20歳まで遡って、未納となっていた国民年金保険料を一括して納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月に払い出されたことが確認でき、前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年8月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、当該加入手続の時点において、申立期間のうち一部の保険料は既に時効により納付することはできず、46年7月から48年3月までは過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、A市によると、国庫金となる過年度保険料は同市役所で納付できなかったとしている。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から22年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から22年3月まで

私は、平成10年1月に会社を退職した後、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。その際、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を同支所の窓口で納付し、その後の保険料も金融機関等で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月に会社を退職した後、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金資格異動届によると、申立人の父親が、平成22年1月6日付けで、申立人及びその父親の国民健康保険に係る資格取得届と共に、申立人の国民年金に係る資格取得の届出を行っていることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金に係る届出日において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、平成19年12月から21年3月までは過年度納付、同年4月以降は現年度納付が可能であるものの、オンライン記録では、当該期間が納付された記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の母親は、生前、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については欠かさず郵便局で納付していたと話していた。申立期間に係る保険料が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を欠かさず納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、国民年金の加入時点で申立期間の大部分は既に時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間は未納であることが確認できる上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている夫についても、申立人同様、未納であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年3月まで

私は、20歳前から勤務していた美容室の事業主に国民年金への加入を勧められ、20歳となった昭和58年*月頃、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の口座振替の手続きを行ってくれた。毎年1回、口座振替による国民年金保険料の領収済通知のはがきを送付されてきた記憶があり、申立期間の保険料は納付されているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和58年*月頃、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については口座振替により納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができないほか、時効となる期間を除く申立期間については過年度納付となるが、口座振替では過年度保険料を納付できない。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和36年4月頃、新聞で国民年金制度の発足を知り、A市役所で元夫と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅で集金人に、元夫の分と一緒に納付していた。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、昭和50年頃、同市役所の職員に未納となっていると教えてもらい、再納付するのは理不尽と思ったが、やむを得ず銀行で3回に分けて納付し、その領収書を所持している。

申立期間の国民年金保険料は重複して納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、未納となっていることが分かったため、やむを得ず昭和50年に特例納付したが、36年4月頃、A市役所で申立人の元夫と共に国民年金の加入手続を行い、自宅で集金人に、申立人の元夫の分と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年に申立人の元夫と連番で職権適用により払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人の元夫についても申立期間の保険料の納付記録は見当たらず、申立人に係る当時の国民年

金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立期間の保険料は特例納付されるまで未納とされていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 12 年 12 月 31 日まで

平成 3 年 7 月に A 社に入社したが、取引先の倒産等で、同社は 12 年 12 月に倒産した。私が保管する「給与振込一覧表」(法律事務所から提供を受けた資料)によると、12 年 12 月 25 日に 52 万 5,710 円が振込みされることが確認できるのに、年金記録に係る被保険者記録照会回答票に 200,000 円との記載があり、振込給与と上記回答票の金額に差異があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について主張しているところ、申立人の預金口座に係る取引履歴によると、申立期間において、A 社からオンライン記録の標準報酬月額を上回る入金認められる月が確認できる。

しかしながら、上記の取引履歴からは、申立期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない上、申立人から提出された平成 10 年の所得額等を記載した B 市発行の証明書の社会保険料に係る欄を確認しても、「記載省略」と表示されており、同市に照会しても、「申立期間に係るデータは保管していない。」と回答している。

また、A 社は既に廃業しており、元事業主は「役員報酬は引き下げたことはなかった。」としているものの、「申立人に係る給与の支給状況や保険料控除を確認できる資料は保管していない。」と回答している上、同社を担当していた会計事務所及び法律事務所は、いずれも「保管期限を経過しており、当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間当時の保険料控除額等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、上記の元事業主及び申立人を含む A 社の

元役員4人の標準報酬月額は、いずれも申立期間の始期の平成10年5月から引き下げられていることが確認できることから、元事業主及び申立人は申立期間当時の自身の給与明細書を保管しておらず、残りの二人に照会しても回答が得られないことから、申立期間当時の保険料控除状況等について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間始期の平成10年5月1日の標準報酬月額の変更処理は、同年同月28日に行われていることが確認でき、遡って標準報酬月額を訂正した処理ではないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、A社において、給与計算や社会保険事務には関わっていなかったと主張しているが、同社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる上、前述のとおり、上記の事業主及び申立人を含む取締役4人は全員、申立期間の始期である平成10年5月に標準報酬月額が引き下げられている一方、このほかの従業員は同月に引き下げられていないことが確認できること、及び同社の複数の関係者の申立人に係る証言内容から判断すると、申立人が申立期間の標準報酬月額の引下げについて知らなかったとは考え難い。

したがって、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間当時、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4203 (事案 206 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで
② 昭和 56 年 6 月 1 日から 57 年 10 月 27 日まで
③ 昭和 60 年 4 月 16 日から平成元年 10 月 1 日まで
④ 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで
⑤ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 2 月 1 日まで
⑥ 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで

申立期間①についてはA社の社長や元同僚に年金記録が有るのに、現物出資して、取締役部長であった私に年金記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②については、私は、B社C支店でD職として月給 45 万円程度もらっていたのに、オンライン記録の標準報酬月額が相違している。

申立期間③については、私は、E社でD職として月給 60 万円程度もらっていたのに、オンライン記録の標準報酬月額が相違している。

申立期間④から⑥までについては、私は、F社C支店でD職として月給 100 万円程度もらっていたのに、オンライン記録の標準報酬月額が相違している。

申立期間②から⑥までの標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、閉鎖登記簿謄本及び元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間①当時、A社の取締役として同社に勤務していたことは認められるが、i) 申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）が無い上、保険料を控除されていた記憶が明確ではないこと、ii）元同僚は、「閉鎖登記簿謄本に記載された役員7人のうち4人については、G社からの出向者であり、出向者についてはG社から給与が支払われ、同社の厚生年金保険の被保険者となっていた。」としており、社会保険事務所（当時）の記録から、出向者はG社における厚生年金保険の被保険者であることが確認できること、iii）A社の設立に伴い同社の従業員になったと申立人が主張するH社の元従業員（一人）及び閉鎖登記簿謄本に記載のある役員（一人）については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、事業主は、従業員全てを厚生年金保険に加入させていたのではなく、加入させていなかった者からは厚生年金保険料を控除していなかったものと推認することができること、iv）I市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間①について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月22日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、i）厚生労働大臣が厚生年金保険料の支払事実が不透明な事例には原則厚生年金を支給すべきと発言していたこと、ii）A社を設立して約半年後に取引先の機器が故障し、私、社長及び元同僚が取引先に土下座して謝ったこと、iii）同社設立時の朝礼は、J社C支店の社員と合同で行われ、その朝礼に参加していたことが新たな主張であるとして、再申立てを行っている。

しかしながら、当該申立人の主張は、A社における勤務実態に関するものであり、申立期間①において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる事情とは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「D職として月給45万円程度をもらっていた記憶があり、標準報酬月額が私の記憶と相違している。」と主張している。

しかしながら、B社では、「当時の賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立てどおりの厚生年金保険に係る届出、保険料控除及び保険料納付は、いずれも不明である。」と回答している。

また、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

において、申立人と同月の昭和56年6月に資格を取得した元従業員32人(申立人を除く。)のうち、申立人と同年代であり、所在が確認できた12人に照会したところ、回答があった6人に給与明細書を保管する者はいないことから、元従業員の報酬月額及び保険料控除の状況を確認することができず、申立人と同年代、かつ、同職種の元従業員と比較しても申立人の標準報酬月額が低額であるとは言えない上、複数の元従業員が、「D職は歩合の割合が大きく、自分の標準報酬月額の記録がおかしいとは思わない。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「D職として月給60万円程度をもらっていた記憶があり、標準報酬月額が私の記憶と相違している。」と主張しており、申立人から提出された昭和61年3月20日付けの表彰状により、申立人は優秀な成績により表彰されていることが確認できる。

しかしながら、E社は既に清算終了しており、当時の取締役は死亡していることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の状況が確認できない上、当時の給与計算事務担当者によると、「届け出た標準報酬月額に基づく保険料のみを控除した。」と証言している。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険の整理番号前後16人(昭和58年4月1日から62年2月1日までの資格取得者)の申立期間③頃の標準報酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額は、他の元従業員と比べて高く推移し、当時の取締役及び申立人と同様役職の元同僚を上回っていることが確認できる上、当該16人に照会したところ、回答があった8人全員が「申立人は歩合給の付くD職だったので、給与は非固定的賃金により変動があった。」と証言しており、このうちの一人によると、「同社は一部上場のK社の子会社だったので、毎年、監査があり事務手続に間違いはないと思う。」と証言している。

さらに、L健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者台帳及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の申立期間③の標準報酬月額は、それぞれオンライン記録と一致する上、同原票及びオンライン記録に訂正等がなされた形跡や処理日に不自然な点は見当たらない。

- 4 申立期間④から⑥までについては、申立人は、「D職として月給100万円程度をもらっていた記憶があり、標準報酬月額が私の記憶と相違している。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された平成7年2月分及び同年4月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致する上、申立人から提出された4年分給与所得の

源泉徴収票、6年分給与所得の源泉徴収票及び8年度の町民税・県民税特別徴収税額の通知書（7年分の所得、社会保険料控除額等を記載）により確認できるそれぞれの社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額により算出した社会保険料控除額と近似する一方、申立人の主張する標準報酬月額により算出した社会保険料控除額とは大きく相違する。

また、F社では、「当時の賃金台帳等の資料を保存していないが、申立人の入社当時に申立人が主張する標準報酬月額を届け出ることとは考えられない。給料に歩合給が加算されるため、入社当初は不透明な歩合給を除いた基本的な給与相当額を届け出ている。入社後は歩合給を含めた実績を届け出て、届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除した。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同月の平成元年10月に資格を取得したF社の元従業員98人（申立人を除く。）のうち、申立人と同年代であり、所在が確認できた7人及び申立人が同時期に入社したとする元同僚二人の合計9人に照会したところ、回答があった6人に給与明細書を保管するものはないことから、元従業員の報酬月額及び保険料控除の状況を確認することができず、申立人と同年代、かつ、同職種の元従業員と比較しても申立人の資格取得時の標準報酬月額が低額であるとはいえない上、回答があった元従業員は、「D職は歩合の割合が大きく、自分の標準報酬月額の記録がおかしいとは思わない。」、「同社は、給与に歩合給が合算して振り込まれ、歩合給が給与総額の7割を占めていた。」及び「同社の給与体系は業界でも上位であり、年金関係で不正をするような会社ではない。」とそれぞれ証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額は、訂正がなされた形跡があるものの、当該訂正は22万円から32万円に引上げ処理されたものである上、申立期間④及び⑥に係る標準報酬月額に訂正等がなされた形跡は無く、処理日に不自然な点は見当たらない。

- 5 このほか、申立人が申立期間②から⑥までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

私が勤務していたA社は昭和 47 年 2 月に閉鎖されたが、同社のB氏と下請会社社長のC氏が始めたD社にそのまま移り、社長が変わっただけで、ずっと同じ状態で働いていたので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、D社で勤務した。」と主張しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 11 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得した元従業員が、「申立人は、私が入社するよりも前から同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、同社に係る被保険者資格を取得した 48 年 9 月 1 日よりも前から、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述のとおり、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は同社が適用事業所となる前の期間である。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、病気のため、聞き取り調査をすることができない上、申立人は、同社の事務担当であったとする者の姓を記憶しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、当該事務担当者の姓と同姓の従業員が確認できるものの、連絡先不明のため当該従業員に照会することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について、確認することができない。

さらに、申立人とほぼ同時期の昭和 48 年 9 月 3 日にD社に係る厚生年金保

険被保険者資格を取得している元従業員は、「私は、A社の時代から勤務していたが、D社では本人の希望により厚生年金保険に加入させており、私は途中から厚生年金保険に加入した。」と証言している上、同社が適用事業所となった日（47年11月1日）に資格を取得した別の元従業員は、「同社では加入を希望しない者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していることから、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

一方、申立人が申立期間の直前まで厚生年金保険被保険者記録を有するA社について、申立人は「申立期間の始期である昭和47年2月に閉鎖された。」と主張しているところ、同社に係る被保険者名簿によると、申立人と同日の同年2月1日に申立人を含む7人が被保険者資格を喪失しており、同日以降も同社に係る被保険者記録を有する従業員が二人確認できるものの、当該二人のうち一人は上記のD社の事業主であり、残りの一人も連絡先不明のため、申立期間におけるA社の状況を確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和46年11月1日に資格を取得し、47年1月25日に離職したとする被保険者記録が確認でき、厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致する。

さらに、A社に係る被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和47年2月1日と記録されており、オンライン記録と一致する上、健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4205（事案 214、2045 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から36年5月31日まで

私は、昭和31年6月1日から父が経営するA社に入社したが、36年5月31日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は認められなかった。

しかし、私は、A社に入社した昭和31年6月頃に厚生年金保険に加入したはずであり、申立期間に健康保険証を使用して病院に通院していたので、厚生年金保険に加入したのは間違いない。

また、前回の申立てにおいて、私が社会保険に加入していたことを元同僚が証言している。

再度、審議の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険番号に欠番は無い上、申立人が同社で経理事務を行っていたとしている申立人の兄の妻及び同僚一人についても、同社における厚生年金保険に係る記録が無いことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられ、申立人においては一定期間加入していなかったものと推認されること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月29日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人は、i) A社で厚生年金保険の事務を担当していた申立人の兄の妻の下で勤務していた元同僚が、昭和31年6月から36年5月までの期間に、申立人が同社で厚生年金保険に加入していた旨証言していること、

ii) 申立期間当時、同社が海外に製品を輸出する際の輸出検査申請や申立期間当時使用していたケーブルアドレスの取得申請を行う際には、申請者自身の厚生年金保険被保険者証が必要であったとして、当時の状況を知る証言者を3人挙げ、当該3人のうちの1人の証言者の書面を提出して再度申立てを行った。

当委員会では、i) 申立人がその兄の妻の下で働いていたとする元同僚は「私の仕事は事務ではなく、事務のことについては何も知らない。」と証言しており、同組合の元従業員二人も「当該元同僚は事務を担当していない。」と証言していること、ii) 申立人が当時の状況を知る証言者として氏名を挙げた3人に照会したものの、申立人が主張する当該申請手続において厚生年金保険被保険者証の提示が必要であったとの証言が得られないこと、iii) 申立人は、B県C市には社会保険事務所(当時)が2事務所あることから、A社を管轄しているD社会保険事務所(当時)に記録が無くても、E社会保険事務所(当時)に記録がある可能性があると主張しているが、B事務センターによると、申立期間当時、同市を管轄する社会保険事務所(当時は、社会保険出張所)は1か所であったとしていること、iv) オンライン記録及びB県内の社会保険事務所に係る事業所台帳を一括して管理する同センターに確認しても、申立人が被保険者記録が保管されている可能性があると主張するF事業所及びG事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年8月30日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、i) A社に入社した昭和31年6月頃に厚生年金保険に加入しており、申立期間に健康保険証を使用して通院していたので、厚生年金保険に加入したのは間違いないこと、ii) 前回の申立てにおいて、申立人が社会保険に加入していたことを元同僚が証言したことなどを主張して再々申立てを行っており、申立人が入社した頃に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している女性従業員二人及び申立人が社会保険に加入していたことを証言している元同僚から再度、当時の状況について話を聞いてほしいと主張している。

しかしながら、申立人が入社した頃に資格を取得している当該女性従業員二人は、いずれも連絡先不明のため、照会することができない上、前回、申立人が社会保険に加入していたことを証言した元同僚から再度聴取したところ、前回と同様、「申立人は、昭和31年頃から勤務していた。従業員は全員厚生年金保険に加入し、保険料は給与から天引きされていた。」とする証言は得られたものの、当該証言を裏付ける新たな事情は見当たらない。

また、申立人が、申立期間同時に健康保険証を使用して通院したとして名前を挙げた2医療機関は、いずれも「当時のカルテを保管しておらず、申立人の記録は確認できない。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断す

ると、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日まで
② 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 3 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで

私は、A社で勤務していた昭和 60 年 1 月から平成 5 年 7 月までの期間と 14 年 7 月から 15 年 2 月までの期間、及びB社で勤務していた 15 年 3 月から 18 年 3 月までの期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「申立期間①及び②において、A社から支給されていた給与額に比べ、標準報酬月額が低くなっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社の元事業主は、「申立期間当時の関係資料を保存していないため、当時の算定基礎届等について確認することができない。厚生年金保険料の控除は、社会保険事務所（当時）への標準報酬月額の届出どおりに行っていた。社会保険事務所への標準報酬月額の届出は、実際の給与支払額よりも低くしていた。申立人は、平成 4 年 5 月 22 日から当社の役員をしており、当時の実情は知っている。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が代表取締役を辞任したあと代表取締役に就任している元事業主の標準報酬月額、申立期間①及び②とも、申立人と同額の標準報酬月額が社会保険事務所に届出されていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、申立人は、平成2年10月1日から5年8月1日までの期間は、C厚生年金基金に加入しており、同基金における申立人に係る厚生年金基金加入者台帳を見ると、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

2 申立期間③について、申立人は、「申立期間にB社から支給されていた給与額に比べ、標準報酬月額が低くなっていることに納得できない。」と主張しているところ、B社から提出のあった平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を見ると、申立期間のうち、17年1月から同年9月の標準報酬月額については、申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

しかしながら、平成17年1月から同年9月までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額は、B社から提出のあった17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期間の報酬月額に相当する保険料額であり、オンライン記録と一致していることが確認できることから特例法の保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成15年3月から18年4月までの標準報酬月額については、申立人から提出のあった15年分及び16年分給与所得源泉徴収票、15年及び16年の給与支払報告書の社会保険料から算出した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン上の標準報酬月額と一致している上、17年10月から18年3月までの期間については、B社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を見ると、申立人の当該期間に係る給与は支給されていないことが確認できる。

さらに、B社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書」を見ると、申立人の同社における被保険者資格取得時及び同資格喪失時の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これについて、B社では、「報酬月額を社会保険事務所への届出は、申立人の主張どおりの届出は行っていない。厚生年金保険料の控除及び納付は、国（厚生労働省）から請求のあった標準報酬月額に基づき控除、納付した。また、平成17年10月以降の給与支給及び同年11月以降の保険料の控除を行っていないことについては、申立人との話し合いにより行ったものであり、

申立人も承知しているはずである。なお、厚生年金保険の被保険者資格喪失届は半年後の18年4月1日付けで行っている。」と回答している。

- 3 このほか、申立期間①、②及び③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月頃から同年 8 月頃まで
② 昭和 48 年 12 月頃から 49 年 7 月頃まで
③ 昭和 50 年 7 月頃から 51 年 5 月頃まで
④ 昭和 52 年 10 月頃から 53 年 3 月頃まで
⑤ 平成 4 年 1 月頃から 6 年 12 月頃まで

私は、それぞれの申立てに係る事業所において、申立期間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が欠落している。給与明細書等の資料は無いが、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことは確実であるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A事業所で勤務していた。」と主張しているものの、商業登記簿謄本から昭和 40 年に設立していることが確認できるB社によると、「当時の資料は保管していない。」としており、申立人の当該期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間①当時、法人又は個人の事業所を問わず、C業については、厚生年金保険の強制適用対象業種に該当していなかったところ、B社は、「昭和 48 年当時は、事業所として厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、60 年 5 月 1 日であり、A事業所が申立期間①当時、適用事業所であった記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、「D事業所で勤務していた。」と主張しているものの、商業登記簿謄本から平成 19 年に設立していることが確認で

きるE社によると、「当時の資料は保管しておらず、昭和48年当時のことを知る者はいない。」としており、申立人の当該期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間②当時、法人又は個人の事業所を問わず、C業については、厚生年金保険の強制適用対象業種に該当していなかったところ、上記E社は、「当時は個人経営の小規模店であったため、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と回答している上、オンライン記録によると、D事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「F事業所で勤務していた。」と主張しているものの、商業登記簿謄本から平成元年に設立し、16年に解散していることが確認できるG社の清算人によると、「人事記録等は既に処分しており、詳細は不明である。」としており、申立人の当該期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間③当時、法人又は個人の事業所を問わず、C業については、厚生年金保険の強制適用対象業種に該当していなかったところ、上記清算人は、「当時は、個人事業所であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録によると、G社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年3月1日であり、F事業所が申立期間③当時、適用事業所であった記録は確認できない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「H事業所で勤務していた。」と主張しているものの、商業登記簿謄本から昭和27年に設立していることが確認できるI社によると、「当時は役員のみで、当時勤務していたものは派遣社員であったようであるが、人事記録等を保有しておらず、当時を知る者は既に死亡しているため、事情は不明である。」としており、申立人の当該期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間④当時、法人又は個人の事業所を問わず、C業については、厚生年金保険の強制適用対象業種に該当していなかったところ、オンライン記録によると、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成20年10月1日である上、H事業所が申立期間④当時、適用事業所であった記録は確認できない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「J事業所で勤務していた。」と主張しているものの、J事業所の跡地に新たな店を営んでいるとする事業所によると、「J事業所の従業員的人事記録等は保有しておらず、またJ事業所の従業員を雇い入れていないため、事情は分からない。」としており、申立人の当該期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間⑤当時、個人の事業所の場合、C業については、厚生年金保険の強制適用対象業種に該当していないところ、上記事業所は、「J事業

所は個人事業所であったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録によると、J事業所が申立期間⑤当時、適用事業所であった記録は確認できない。

- 6 このほか、申立人の申立期間①から⑤までに係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 21 日から 49 年 4 月 6 日まで
申立期間は、A社から、その関連会社B社へ社命により異動している。継続して勤務していたので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「A社から社命によりB社に異動し、継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人と同日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員が、「申立人は私よりも前から同社で勤務していた。」と証言している上、雇用保険の記録によると、同社の設立日と同一日に資格を取得し、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日を離職日とする申立人の被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の資格取得日と同日の昭和 49 年 4 月 6 日であり、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、B社及び同社と合併したC社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立人と同様、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうち、連絡先の判明した 15 人に照会したところ、回答のあった 10 人のうち 5 人が「私は同社の新規適用日前から勤務した。」と供述しているものの、全員が給与明細書を保管しておらず、申立期間における保険料控除について確認できない。

加えて、申立人が申立期間直前まで厚生年金保険被保険者資格を有するA社

では、「関連会社への異動に伴い当社における社会保険の資格を喪失した後に、引き続き当社が給与を支払うことはない。」と回答している上、雇用保険の記録及び厚生年金基金の加入記録を確認したところ、申立人の同社における離職日及び同基金の資格喪失日は、いずれも厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 5 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月から平成 8 年 3 月までの 10 年間、任期は 1 年ごとの更新で A 事業所の臨時職員又は日々雇用職員として働いた。10 年間で、6 か所の事業所で勤務したが、B 事務所（現在は、C 事務所）で勤務した 3 回のうち、申立期間に係る 2 回の厚生年金保険の資格喪失日が 3 月とされているため、3 月分の厚生年金保険の記録が無い。

当時の総務課職員からは何の説明も受けていないし、3 月も勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年から 10 年間、毎年更新を繰り返し、A 事業所の事務所において勤務したが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 3 月とされているため、被保険者記録が欠落していることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、C 事務所では、「当時の資料が廃棄されており、申立人の申立期間に係る勤務形態等は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない上、当該期間当時の B 事務所の総務課長は、「3 月途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる場合には、3 月分の保険料は控除しない。」と証言している。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る平成 2 年度及び 4 年度の B 事務所における雇用形態について、「日々雇用職員だった。」と供述しているところ、

C事務所の担当者は、「日々雇用職員がD本部管内の事業所で翌年度も引き続き勤務する場合、以前は、年度末の1日又は1週間前に退職させていたと聞いている。」と回答している。

さらに、申立期間①について、平成3年3月31日は日曜日であるところ、申立人は「日曜日は勤務していない。」と供述しており、上記の当時の総務課長は、「日々雇用職員は年度末が日曜日の場合には、その前日で雇用契約は終了と判断していたと思う。」と証言している上、申立期間②について、申立人と同日の5年3月25日に資格を喪失している同僚の一人は、「具体的な日付は覚えていないが、年度末の直前になって、契約を3月25日頃までにすると言われた記憶がある。退職の翌日から31日までは休みだった。」と証言している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のB事務所における離職日は、申立期間①については平成3年3月30日、申立期間②については5年3月24日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月頃から同年10月4日まで
② 昭和28年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和21年7月頃にA社（現在は、B社）C支店に入社し、27年5月31日に退職するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者の記録が無いことに納得できない。

また、昭和28年10月31日にD社E支店に入社し、47年1月15日に退職するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険被保険者の記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人自身が記載した履歴書から判断すると、申立人は申立期間①にA社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社によると、「申立期間当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者資格を取得し、住所が判明した元従業員17人に照会したところ、7人から回答があったが、全員、申立人を記憶していない旨の供述をしており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて確認できない。

さらに、上記照会において、回答があった7人のうち、入社日と資格取得日が一致していない者が二人確認できるが、そのうちの一人は、「私は、昭

和 21 年 8 月頃入社したが、本採用になったのは同年 10 月 4 日である。それまでの期間は、厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

加えて、申立人の A 社 C 工場に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の資格取得日は昭和 21 年 10 月 4 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

- 2 申立期間②について、申立人から提出のあった D 社に係る退職手当計算書、及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社から提出のあった F 厚生年金基金が保有する健康保険厚生年金保険台帳によると、申立人の厚生年金保険及び健康保険の資格取得日は昭和 28 年 11 月 1 日であることが確認できるところ、同社は、「申立人に係る資料は、同基金が保有する台帳のみであることから、申立てどおりの届出を行ったかどうか、保険料を納付及び控除していたかどうかについては、分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

また、D 社 E 支店に係る被保険者名簿において、被保険者の資格取得日が申立人と同じ昭和 28 年 11 月 1 日である 14 人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる 8 人について、同保険被保険者資格の取得日を見ると、8 人全員が同年 10 月 31 日となっていることが確認でき、そのうち住所が判明した 5 人について照会したところ、3 人から回答があったが、3 人とも、「昭和 28 年 10 月 31 日には勤務（在籍）していた。」と供述しており、そのうちの一人は、「同日は入社当日であったと思う。」と供述しており、申立人のみが異なる取扱いであるという状況は見当たらない。

さらに、D 社 E 支店に係る被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 28 年 11 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 6 日から 44 年 7 月 24 日まで
② 昭和 44 年 8 月 1 日から 47 年 8 月 21 日まで

国の年金記録では、A社に勤務していた昭和 42 年 3 月 6 日から 44 年 7 月 24 日までの期間及びB社に勤務していた同年 8 月 1 日から 47 年 8 月 21 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、B社を退職した時に同手当金に関する説明は無く、また、同手当金の支給日には出産のため入院中であり、同手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、支給日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間に係る脱退手当金は、管轄の異なる社会保険事務所(当時)において管理されていた被保険者期間についてもその計算の基礎としており、未請求となっている被保険者期間は無い上、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「脱退手当金の支給日には入院中であったため、同手当金は受け取っていない。」と主張しているが、オンライン記録の「支給日」は、「支払決議日」を意味し、申立人が実際に脱退手当金を受給した日を意味するものではなく、「支払決議日」以降に受給することが可能である。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月頃から45年4月頃まで
② 昭和45年10月22日から46年12月21日まで

私は、現在のA大学付近に所在していたB事業所において、昭和43年4月頃から45年4月頃まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①)。

また、私は、C社(現在は、D社)において、昭和45年4月15日から53年3月31日まで勤務していたが、45年10月22日から46年12月21日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間②)。

いずれの期間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「現在のA大学付近に所在していたB事業所において、昭和43年4月頃から45年4月頃まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B事業所は、事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、所在地を管轄する法務局においても当該事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立事業所名に類似するE事業所、F事業所、G事業所、H事業所、I事業所等の事業所名で事業所名称検索を行ったが、上記各事業所が、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、B事業所における元同僚の氏名を記憶しているものの、

生年月日等が不明のため、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和45年4月15日から53年3月31日までの間、C社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社の元代表取締役は、「申立人に係る申立期間②当時の賃金台帳や源泉徴収簿等は保管していない。」と回答している上、D社に対し文書照会を行ったものの回答が得られず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、昭和43年4月から53年4月1日までの期間に、C社に係る被保険者数は102人確認できるところ、申立人と同様に被保険者記録が一定期間途切れている者が申立人のほかに二人確認でき、そのうちの連絡先が判明した元従業員は、「私は、申立人と同じ職種だった。」と証言していることから判断すると、同社では、当該職種の従業員について、何らかの理由により厚生年金保険の被保険者資格を一時期喪失させていたことがうかがえる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和45年10月22日に被保険者資格を喪失した際に、健康保険証を返納したことを示す「証返」のゴム印が押されていることが確認できる上、最初に同社において被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一の同記号番号により、46年12月21日に、再度同資格を取得していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

兵庫厚生年金 事案 4217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳及び給与台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで
② 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 3 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

兵庫厚生年金 事案 4247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
② 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 3 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 5 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 2 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 2 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
② 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 16 日から 42 年 5 月 16 日まで

私は、A社を昭和 42 年 5 月の結婚と同時に退社したが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 42. 6. 8 B 社会保険事務所」の押印が確認できる上、脱退手当金計算書には「払渡店 C 銀行 D 支店」の記載とともに、「小切手 42. 8. 29 交付済」の押印が確認できることから、申立期間の脱退手当金は、同銀行に国庫送金され、同支店において支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 8 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 3 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 3 日までの期間及び 40 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬に疑義がある。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「オンライン記録によると、昭和 33 年 10 月 1 日の算定基礎届による標準報酬月額が 1 万 4,000 円から 1 万 2,000 円に減額されているが、降給した記憶は無い。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管されていない上、当時の給与事務担当者も死亡している。」と回答している上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立期間①当時の申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①当時に申立人と同様に標準報酬月額が一時期下がっている者が申立人のほかに二人確認できる上、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、昭和40年10月1日から同年12月1日までの期間について、B社は、「当該期間の給与明細表は保存していない。」と回答している上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、当該期間の申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和40年12月1日から41年9月1日までの期間について、B社は当該期間に係る給与明細表を保管しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、B社から提出された上記給与明細表により、当該期間において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正のあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 7 日から 38 年 4 月 17 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 90 人について調査したところ、34 人について申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後計 5 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を有していることが確認でき、そのうち申立期間に係る事業所を最終事業所として脱退手当金の支給決定記録のある 23 人のうち 21 人については、資格喪失日の 6 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、上記脱退手当金の受給要件を有する 34 人のうち、所在が確認できた 19 人に照会したところ、6 人から回答があり、そのうちの二人が、「退職時に担当者から脱退手当金について説明を受けた。」と証言していることから、申立期間に係る事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 9 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、昭和 31 年 5 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 33 年 3 月 8 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者期間については、

脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る被保険者記号番号は異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、異なる記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、未請求期間があることについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から 58 年 10 月 31 日まで

私は、昭和 53 年 3 月初日から 58 年 10 月末日頃まで、A社に在籍し、大型店舗などの特設売場で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が全く無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳におけるA社からの給与振込みと思われる記載及び同社の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の担当者は、「当社が作成した健康保険及び厚生年金保険の被保険者に係るリストに申立人の名前は無く、当社が加入する健康保険組合における被保険者記録にも申立人の名前は無い。」と回答している上、同社が加入する厚生年金基金も、「申立人の申立期間に係る加入記録は無い。」と回答している。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録を有する元従業員は、「当時、女性従業員の中には、本人の希望等により厚生年金保険に加入しない人もいた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までは国民年金に加入して保険料を現年度納付している上、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同年 6 月 1 日から 59 年 2 月 20 日まで、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかが

わせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月頃から 61 年 3 月頃まで
② 昭和 61 年 3 月頃から平成 5 年 3 月頃まで
③ 平成 5 年 9 月頃から 10 年 2 月頃まで

私は、昭和 58 年 10 月頃から 61 年 3 月頃までの期間は、A市のB店（現在は、C社）で勤務していた。同店は雇用保険にも加入し、退職金も支給されるなど、福利厚生は充実していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、昭和 61 年 3 月頃から平成 5 年 3 月頃までの期間は、D市のE店で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録も無い。

さらに、平成 5 年 9 月頃から 10 年 2 月頃までの期間は、F社が経営するG市のH店、I店及びJ店で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録も無い。

上記の期間については、いずれも厚生年金保険被保険者期間であったはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A市のB店で勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時の当該事業所の店長の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人は当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「平成 8 年に当社が法人化される以前から勤務している複数の従業員は、B店は社会保険には加入していなかったと供述しており、当時の従業員の給与及び社会保険加入等に関する資料は保存しておらず、当時の事業主も現在は当社に在籍していないため、申立人について確認することができないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除等の状況は分からない。」と回答している上、前述の店長も、「当時、当該事業所の

従業員は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、B店は、当該事業所が所在するA市において厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない上、C社が適用事業所となったのは平成9年3月1日であることが確認でき、申立期間①は同店が適用事業所になる前の期間である。

さらに、K市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から61年1月までの期間は、国民年金保険料を納付（同年2月及び同年3月は未納）していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「D市のE店で勤務していた。」と主張しているところ、元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和63年4月1日から平成4年6月5日までの期間、当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E店（適用事業所名は、L事業所）は、平成14年2月に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所が所在するD市において法人登記を確認することができないことから、当時の事業主に対して、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、L事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年1月7日であり、申立期間②は、同社が適用事業所になる前の期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から平成3年3月までの期間及び5年1月から同年3月までの期間は国民年金保険料を納付（昭和61年3月から同年6月までの期間及び平成3年4月から4年12月までの期間は未納）していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「F社が経営するG市のH店、I店及びJ店で勤務していた。」と主張しているところ、戸籍の附票で確認できる申立人の申立期間における住所地を見ると、申立人が勤務していたと主張する店舗が住所地となっていることが確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社は、「申立期間当時の申立人に係る人事記録、厚生年金保険に関する届出、保険料の控除及び納付については、関係資料を保存していないため不明である。厚生年金保険料控除については、社会保険事務所（当時）からの資格取得確認通知書に基づき行っていた。保険料控除を行いながら被保険者資格取得手続を行っていないという事は無い。」と回答している。

また、F社は、「社会保険事務所からの指導の時期は不明であるが、同事務所から従業員の厚生年金保険被保険者資格取得に関する指導を受けるまでは、同資格取得要件を満たしている者でも、希望者のみ同保険の資格を取

得させていた。」と回答している上、申立人が記憶する元同僚は、「同社には昭和 63 年頃入社したが、入社当時は、厚生年金保険に関する説明は無く、給与から社会保険料の控除もされていなかった。平成 8 年の夏頃、本社から、社会保険事務所の指導があったため正社員は必ず同保険に加入させるようにとの指示があり、その後、同保険に加入した（同年 9 月 1 日に被保険者資格を取得）。」と供述している。

これについて、M年金事務所は、「記録が確認できる平成 9 年以降では、同年 4 月に F 社に対する立入調査を行い、厚生年金保険被保険者資格取得要件を満たす従業員については全て被保険者資格を取得させるよう指導を行った。さらに、同年 11 月に再度調査を実施したところ、依然として被保険者資格を取得していない従業員が確認できたため、再度、従業員に被保険者資格を取得させるよう指導を行った。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成 5 年 9 月から 8 年 2 月までの期間は国民年金保険料を納付（同年 3 月から 10 年 2 月までの期間は未納）していることが確認できる上、申立人は、「申立期間は国民健康保険に加入していた。」と供述しているところ、申立期間③以前の 4 年 6 月 22 日から 7 年 12 月 28 日までの期間は G 市、8 年 1 月 12 日から同年 11 月 21 日までの期間は N 市において、それぞれ国民健康保険の加入記録が確認できる。

加えて、戸籍の附票で確認できる申立人の住所地を見ると、申立期間のうち、平成 8 年 11 月 20 日以降の期間は、F 社とは関係の無い O 市の P 店が住所地となっていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与と違っている
ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における申立期間の標準報酬月額が、当時支給されていた給与と比べて少ない記録となっている。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した元従業員 15 人に対して照会したところ、9 人から回答があったものの、申立人の給与から保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社における申立期間当時の従業員のうち、昭和 52 年 1 月 1 日に標準報酬月額の随時改定が行われた 13 人は、いずれも申立人と同様、申立期間前の記録に比べ引き下げられていることが確認できる上、上記の時期に随時改定が行われなかった 11 人は、標準報酬月額が低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事実も見当たらない。

加えて、A社の被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
昭和 60 年 2 月に A 社に入社した時の給料は 18 万円で、平成 3 年 7 月に退職する時には、24 万円まで昇給していた。
しかし、国の年金記録では、申立期間の標準報酬月額が給料額より低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が、給料額と比べて低額となっている。」と主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、A 社の元取締役は、「当時、国に届け出る報酬月額は、給料支給総額よりも低い額としており、厚生年金保険料は、届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額に見合った額しか控除していないと思われる。」と証言しているところ、オンライン記録及び同社の元同僚から提出された平成元年 9 月から 2 年 12 月までの給与明細書によると、標準報酬月額は給与支給総額の約半分の金額で、同月額に見合った保険料しか控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、A 社は、既に閉鎖され、当時の関係書類が保存されていないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンラ

イン記録には、申立期間に係る標準報酬月額記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4297 (事案 2570 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月 1 日から平成 14 年 8 月 31 日まで
② 平成 7 年 9 月 4 日から 8 年 11 月 9 日まで
③ 平成 8 年 4 月 1 日から 13 年 12 月 31 日まで
④ 平成 16 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで

申立期間①から④までについて、勤務していたことに間違いは無い。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、前回の申立てにおいて、A社における①昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、②41 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 29 日までの期間及び③45 年 11 月 21 日から 50 年 3 月 31 日までの期間、B社における④40 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日までの期間、C社における⑤45 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日までの期間、D社における⑥50 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までの期間、E社における⑦60 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの期間及びF社における⑧昭和 60 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までの期間について申立てを行っていたところ、i) 申立期間①から③までについて、元事業主及び元従業員からは申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について証言や証拠は得られないこと、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)の記載に不備は見当たらないこと及びオンライン記録により同社は昭和 46 年 11 月 30 日に適用事業所でなくなっていることが確認できること、ii) 申立期間④について、B社からは申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について証言や証拠は得られないこと、オンライン記録により同社は昭和 43 年 5 月 1 日に適用事業所になっていることが確認できること及び同社

に係る被保険者原票に申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間⑤から⑧までについて、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であることが確認できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年1月17日付けで通知が行われている。

2 申立人は、今回新たに、「申立期間①についてはG事業所、申立期間②についてはH社、申立期間③についてはI社、申立期間④についてはJ社にそれぞれ勤務していた。」と年金の記録を訂正するよう主張している。

3 申立期間①について、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、G事業所において昭和57年2月1日に同被保険者資格を取得し、平成14年8月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、G事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

また、G事業所は、「当社は、厚生年金保険の加入はしていない。昭和57年当時の資料の保管は無く、申立人の勤務実態について不明である。しかし、少なくとも平成以降は職員の採用は無い。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間①における元同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者に聞き取り調査を行うことができない。

4 申立期間②について、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、H社において平成7年9月4日に同被保険者資格を取得し、8年11月9日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間②に、H社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員25人に申立人の勤務実態について照会し、14人から回答を得たところ、複数の元従業員は、「私はH社で在籍中、災害の前後の期間にK営業所の所長をしていた時期があった。私の前任は、社長の兄であった。私の後任が申立人かどうか不明であり、申立人に記憶も無い。私のH社入社当初の数か月間年金記録は無い。会社から厚生年金保険に加入するかどうか聞かれたことを覚えている。私の在籍期間中には、手取りを増やすため厚生年金保険に加入していない人も多くいた。申立人もそのために年金記録が無いと思う。」、「申立人に記憶は無い。私は、試用期間として3か月間年金記録は無い。」、「アルバイトまたは臨時社員の制度があり厚生年金保険に加入しない社員がいた。」旨、それぞれ証言している。

また、H社は、「個人のノート（備忘録）に申立人に係る記載が残っており、申立人の入退社日は申立てどおりであるが、平成7年から8年における

標準報酬月額決定通知書に申立人の氏名は無く、アルバイトとしての採用であったと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、H社に係る健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 5 申立期間③について、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、I社において平成10年12月10日に同被保険者資格を取得し、12年1月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、I社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

また、申立人の供述及びI社に係る商業登記簿謄本により元代表者を把握し同社の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該元代表者は、「私は、I社の社長であった。同社は厚生年金保険に加入していた。」と回答しているものの、オンライン記録によると、当該元代表者は、申立期間③について、別事業所における同被保険者記録のあることが確認できる。

さらに、上記元代表者に申立人の厚生年金保険料の控除の有無について照会したものの回答を得ることができない。

加えて、I社に係る商業登記簿謄本により、同社は、L社に社名変更していることが確認できるところ、同社の所在地は不明であり、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会できない上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

- 6 申立期間④について、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、J社において平成19年4月1日に同被保険者資格を取得し、20年9月30日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、J社は、平成21年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が同保険の適用事業所となる前の期間である上、同日に同被保険者資格を取得した者は一人しか確認できず、当該被保険者については、申立期間当時に別事業所での同被保険者記録があるため申立人の厚生年金保険の加入状況について照会できない。

また、申立人の供述によりJ社の元代表者及び元役員を把握したものの、当該二人の所在は不明であり申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、J社は、平成22年7月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同社は、「申立人の申立期間に係る資料の保管は無く、不明である。会社は倒産しており、代表者も連絡が取れないため確認できない。」と回答している。

加えて、M市役所によると、申立人は、平成18年10月11日に国民健康

保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①から④までのうち、昭和64年1月1日から平成7年7月6日までの期間及び同年9月16日から17年4月18日までの期間について、国民年金の申請による全額免除期間であることが確認できる。

- 7 このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 1 日から 22 年 10 月 6 日まで

私は、平成 16 年 10 月に A 事業所へ就職したが、18 年 1 月から病気のため休職した。翌年 8 月に現状報告に行った際、事業主と社会保険の被保険者資格をこのまま継続すること、被保険者資格を喪失する際には必ず連絡をもらうことを約束した。その後、事業主が他界された 22 年 10 月 6 日付けで B 国保の被保険者資格を喪失し、その日が私の退職日であると認識していたが、23 年 1 月に送付されてきた「ねんきん定期便」では、19 年 1 月 1 日に遡って被保険者資格が喪失されていた。休職中にも健康保険証を使用していた上、事業主から解雇を告げられたこともなく、社会保険の被保険者資格を喪失する旨の連絡も無かったので、記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成 19 年 1 月 1 日と記録されているところ、申立人は、18 年 1 月から事業主が死亡した 22 年 10 月 5 日まで休職しているものの、休職期間中に事業主から「解雇」の知らせは受けていないことから、厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録訂正を求めている。

しかしながら、A 事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の雇用期間及び休職期間について確認することができない上、当該事業所には就業規則の定めが無く、病気休職に係る取扱いについても定めが無いため、申立人の休職期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「退職日は B 国民健康保険組合発行の被保険者資格喪失証明書による資格喪失日である平成 22 年 10 月 6 日である。」と主張しているところ、同年 10 月 26 日に A 事業所から申立人を含め 3 人の被保険者に係る資格

喪失日を相当期間遡及する資格喪失届の提出を受けたことにより、年金事務所は、同年11月5日に当該事業所に対し実地調査を行っており、その際、申立人の雇用期間（退職日）を判断できる出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の資料が無いことから、当該事業所から提出された「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」を雇用関係が明らかにできる公的な書類と判断し、同通知書に記載されている離職日を申立人の資格喪失届に係る確認書類と認定しており、これら年金事務所における一連の事務処理について、不合理な処理であるとはいえない。

さらに、申立人の雇用保険被保険者資格喪失日を平成18年12月31日としたことについて、A事業所の事業主の死亡当時、当該事業所に勤務していた元従業員から聴取しても明確な回答は得られず、当該事業所から遡及した資格喪失届を受け、年金事務所が当該事業所に対し実地調査を行っていることから、資格喪失日における年金事務所の不当な指導があったとは考え難い上、当該事業所は政府管掌健康保険について除外承認を受け、B国民健康保険組合に加入していることから、当該組合における資格喪失日と厚生年金保険被保険者資格喪失日が一致していないことについて不自然さはない。

加えて、申立人は、申立期間について、「休職期間中に給与の支給は無く、厚生年金保険料も負担していない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月10日から32年4月30日まで

私は、昭和26年4月10日から32年4月30日までの間、A社の本社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年4月10日から32年4月30日までA社の本社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社によると、「申立期間当時の資料は無く、申立期間当時から数年前まで勤務していた元従業員に申立人のことを尋ねたところ、申立人の氏名に記憶が無いのでおそらく日雇だったのではないかと言った。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を含む昭和25年4月1日から35年9月1日までの間に被保険者資格を取得している38人のうち、連絡先の判明した5人に照会した結果、5人から回答があり、そのうち4人は、「申立人を記憶していない。」と供述しており、残る一人（元会計担当であり、申立人を同社に誘った同僚：被保険者記録は29年3月1日から46年4月1日まで）は、「60年頃までは、従業員の給与は日給で支払っていた。申立人は日雇であり、本社で勤務していたが、私よりも後から入社し、先に退職したことは覚えているが、勤務期間までは分からない。私は、申立期間当時は、支店に勤務していたため、申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からないが、当時は事業所の経営状態が悪く、給与も日給で、役員などの一部の者しか厚生年金保険に加入することはできなかつたので、他は国民健康保険に加入してもらっていた。」と供述している。

さらに、元同僚によると、「A社には、本社と支店があり、支店の方が従業員が多かった。本社には申立期間当時、10人から12人くらいの方が勤務していた。」と供述しているところ、申立期間当時の同社全体の厚生年金保険被保険者数を見ると、8人から11人（出資者を除く。）の被保険者数で推移していることから、同社に勤務する従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を含む昭和25年4月1日から35年9月1日までの間に被保険者資格を取得した者は38人確認できるが、申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで
年金記録によると、A社で勤務した期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっている。しかし、実際は給与から毎月保険料として約 5 万円控除されていた。検証の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は 13 万 4,000 円と記録されているところ、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、A社及びB年金事務所が保管する申立人に係る賃金台帳によると、申立人は、申立期間当時の給与からは厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる上、当該台帳により確認できる申立期間当時の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届、並びに申立期間の報酬月額算定基礎届は、全て申立期間後の平成 14 年 2 月に処理されていることが確認できるところ、同社では、「平成 14 年頃に会計検査院の調査が入った際に、社会保険事務所に出向き、申立人を含む 3 人について遡って厚生年金保険の加入手続を行った。社会保険事務所の担当者 3 人及び会計検査院から来た職員に囲まれて作成した届出書類であるので、手続に間違いは無い。」と回答している。

さらに、A社の顧問税理士が保管する給与統計表によると、申立人は申立期

間後も同社において勤務し、申立期間後の平成14年3月の給与から、申立期間を含む遡及して加入した期間に係る厚生年金保険料を遡って控除されていることが確認できるところ、申立人が同年11月に同社を退職するまでに控除されていた同保険料の総額は、遡って加入した期間に係る同保険料の総額を下回っている。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 2 日から 46 年 11 月 16 日まで
② 昭和 47 年 10 月 2 日から 48 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 11 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に幹部社員候補として入社し、同社C支社において勤務していた。当時、私は、同支社D室において、他職種経験としてE鉄道のF駅からG電鉄のH駅までの区間にある個人宅や企業等を対象に、実習・勧誘をしていたが、社内の教育に入る途中で、病気のため、やむなく退職した。

厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない（申立期間①）。

また、I社で勤務していた期間のうち、昭和47年10月2日から48年10月1日までの期間及び同年11月1日から50年7月1日までの期間の標準報酬月額について、なぜ、当時の最高等級でないのか疑義がある（申立期間②及び③）。

それぞれの期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「J団体を退職直後の昭和45年8月2日から、A社で勤務していた。」と主張しているところ、申立人は、当時の勤務内容などを具体的に記憶している上、同社の名刺及び身分証明書を所持していることなどから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人は、当社発行の身分証明書及び名刺を所持しているとのことだが、申立期間①当時、K職種試験合格後、厚生年金保険適用外資格のまま退職する元従業員も多数いたため、申立人も同適用資格取得前に退職したものと思われる。」と回答している。

また、申立期間①当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、氏名が確認できる複数の元従業員は、「私は、入社後一定の期間を経て厚生年金保険に加入した。それまでの期間は厚生年金保険料の控除は無かった。」「7か月間の試用期間があった。その間、厚生年金保険料の控除は無かった。」「私の入社日と厚生年金保険の資格取得日には、5か月間のずれがある。」等、それぞれ証言している。

これらのことから、申立期間①当時、A社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立人に係る労働者名簿、賃金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について、確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「I社で勤務していた期間のうち、昭和47年10月2日から48年10月1日までの期間及び同年11月1日から50年7月1日までの期間の標準報酬月額については、当時の標準報酬月額表の最高等級であったはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人は、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）を所持していない上、I社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②及び③における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、I社に係る申立期間②及び③当時の被保険者名簿において申立人と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同一日で、かつ、申立人と入社時の経歴が類似していると同社から回答のあった元従業員5人に対し、照会を行い、

4人から回答を得たところ、当該元従業員は、「当時の給与額と年金記録（標準報酬月額）に相違はない。」、「同期入社であった我々J団体出身者（申立人を含む。）は、昭和47年10月2日から50年にLの免許を取るまでの期間は、試傭社員として訓練所に所属し、日本国内及び海外において各種訓練を受けていた。Lの免許取得後に、入社日（47年10月2日）に遡って正社員になった。」、「I社に入社直後は、訓練生であった。M職に昇格してから、給与額が上がった。」、「入社直後はN職になるための訓練中であり、通常（O職）の賃金が支払われていたため最高等級ではないと思う。」等、それぞれ証言している上、上記の元従業員の標準報酬月額の記録を確認しても、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立期間②及び③における、申立人のI社に係る被保険者名簿を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない上、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 12 月 29 日から 45 年 8 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）で、昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 31 日までの期間、継続して勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で、昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 31 日までの期間、継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人に係る厚生年金保険の届出等に関する資料については、保存期限が過ぎており現存していない。申立てどおりの届出を行ったか否か、申立期間の保険料について納付したか否かについては不明である。申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同期間当時を知る社員もいない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、保険料控除等を確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚二人及び申立期間に勤務していた元従業員で住所が判明した5人に照会したところ、3人から回答があり、そのうちの二人は、「申立人のことは覚えている。」と供述しているものの（残り一人は「知らない」と供述。）、申立人に係る勤務期間の記憶については曖昧であり、申立人の勤務期間等についての具体的な供述を得ることができない。

さらに、B社から提出のあった失業保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書（事業主控）を見ると、「C」の同社における資格取得日は昭和 45 年 8 月 1 日、離職日は 46 年 7 月 31 日と記載されており、厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険被保険者記録と一致している上、被保険者確認欄には、「D」

(申立人)の押印が確認できる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)は、「E」(申立人の旧姓、平成23年1月31日に統合)と「C」(申立人の本名)の2種類存在しており、それぞれ異なる厚生年金保険手帳番号が払い出されていることが確認できる。ところ、「E」に係る被保険者原票を見ると、昭和44年11月1日に被保険者資格を取得し、同年12月29日に同資格を喪失、「C」に係る被保険者原票を見ると、45年8月1日に被保険者資格を取得し、46年7月31日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人に係る雇用保険被保険者記録を見ると、「C」として45年8月1日に被保険者資格を取得し、46年7月31日に離職していることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 23 日から 57 年 12 月 21 日まで
給与明細等は所持していないが、申立期間の標準報酬月額があまりにも低いので年金記録の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額は、あまりにも低額だと思う。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間の賃金台帳、算定基礎届等、標準報酬月額を確認できる書類は災害により滅失しており、申立期間の状況は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、A社は、B厚生年金基金の加入事業所であることが確認できるところ、申立人に係る当該基金の記録はオンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により昭和 49 年 4 月から 59 年 4 月までの期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 17 人の標準報酬月額の記録を確認しても、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当該 17 人のうち所在の確認できた 14 人に照会し、4 人から回答を得たところ、そのうちの 2 人は、「A社における自分の厚生年金保険の記録に間違いがあるとは思っていない。」と証言している（残りの二人は分からないと回答。）。

加えて、申立人のA社に係る被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 35 年 7 月 5 日まで

私は、長男出産のため、A社（現在は、B社）を退職した。C年金事務所（当時は、C社会保険出張所）の存在も、脱退手当金のことも知らなかった
ので、脱退手当金は受け取っていない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 35 年 7 月 5 日）の前後約 2 年以内（昭和 33 年 7 月から 37 年 7 月まで）の期間に同保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 12 人（申立人を含む。）の脱退手当金支給記録を確認したところ、資格喪失日から 6 か月以内に他の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した二人を除く 10 人中 7 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該 7 人全員について資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうちの二人の支給決定日は同一日となっていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給決定日の約 2 か月前の昭和 35 年 7 月 29 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいえぬ。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和 35 年 9 月 24 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、52 年 4 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することが不自然であるとまではいえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 15 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 8 月 15 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日

A社から申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が抜けている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社から申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が抜けている。」と主張している。

しかしながら、A社によると、「給与事務については会計事務所に管理してもらっており、申立期間の賞与の支給について照会したところ、賞与の支給は無かった。」と回答している。

このほか、申立人に係る申立期間当時の賞与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。